

北海道の鉄道に対する国民的な応援気運醸成事業委託業務 企画提案指示書

1 委託事業名

北海道の鉄道に対する国民的な応援気運醸成事業委託業務

2 業務の目的

本道の鉄道は、積雪寒冷の厳しい気候のもと長大な路線を抱えていることに加え、青函トンネルの維持管理コストをはじめ、走行が多い貨物列車の運行に係る設備投資や修繕費が大きな負担となっているなど他地域にはない特殊な事業環境にある一方、観光立国や食料安全保障、国土強靱化の実現など北海道が我が国の発展に貢献するための交通ネットワークの形成といった国家戦略的な観点から、本道の鉄道は重要な役割を担うことが期待される。

こうした本道の持続的な鉄道網の確立に向けては、JR北海道への国の支援の根拠法である「日本国有鉄道精算事業団の債務等の処理に関する法律」が令和3年3月末に期限を迎えることから、所要の法改正を見据えた動きを作っていく必要があるため、本道の鉄道に対する国民的な理解や応援気運の醸成を図る。

3 委託業務

本道の鉄道に関する国民的な理解や応援気運の醸成を図るため、次の業務を実施する。

(1) 駅、街頭空間、公共交通機関等を活用したプロモーション

ア PRの内容

北海道における持続的な鉄道網の確立に向けて、本年7月に、北海道及び関係団体がオール北海道で国に要請した「国への提言」や下記の「PRの視点」を踏まえ、本道の鉄道について、他都府県とは異なり厳しい事業環境にあることや国家戦略的な観点での貢献、持続的な鉄道網の維持に向けた地域の取組などといった観点で、法改正を見据えて国民の関心を喚起するプロモーションを実施すること。

<PRの視点>

(7) 本道の鉄道経営における厳しい事業環境等

- ・旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の趣旨
- ・国鉄改革の経緯、経営安定基金の運用益の低迷
- ・青函トンネルの維持管理コストをはじめ、貨物列車の走行割合の高さや、積雪寒冷で長大な路線を抱えているなど他県にはない本道における鉄道の固有の事業環境・条件

(4) 本道の鉄道網の役割や重要性

- ・広大な面積を有する北海道において、道民をはじめ国内外から訪れる人々の移動手段として、道内の中核都市間等を結ぶ幹線ネットワークの形成が我が国の骨格としての役割を担っていること
- ・我が国の国土形成の観点から、国境周辺地域や北方領土隣接地域の発展を支えるための役割を担っていること

(9) 我が国の発展に寄与する本道の鉄道網の可能性

- ・全国で初となる道内空港の一括民間委託などを契機とした交流人口のさらなる拡大が見込まれる中、インバウンドの拡大や観光立国の実現に資すること
- ・将来にわたり、我が国の食糧供給基地である北海道から、環境に優しく低コストで安定的に農畜産物を全国へ移出する役割を担っていくこと

(1) 持続的な鉄道網の確立を目指す地域の取組状況

- ・地域における将来を見据えた鉄道網のあり方や地域交通の最適化に向けた議論
- ・JR北海道に対する地域独自の支援、JR北海道と地域が一体となったコスト削減や利用促進の取組、全道的な鉄道利用促進運動の展開

イ 実施場所

国民に広く啓発を行うため、首都圏など周知効果が高い地域を選定するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から、イベントといった集客を伴う場ではなく、駅等の公共交通施設や街頭空間など3密を回避しつつ露出効果の高い場を活用し

てPRを展開すること。

ウ 活用媒体

啓発資材の配付、ポスター掲示、屋外看板、車体広告、デジタルサイネージ、プロジェクションマッピングなど注目度が高い広報媒体を選定し、それらを複数組み合わせるなど、知恵と工夫を凝らした効果的なプロモーションを提案することとし、その数量、設置箇所などを広報媒体の活用方法と併せて提案すること。

なお、プロモーション用資材の作成など、上記広報媒体の各種展開にあたっては、北海道鉄道活性化協議会のホームページに設置予定の特設サイト「フレ！フレ！鉄道！北海道応援スペシャルサイト」への誘引のほか、同サイトで展開するコンテンツ（WEBマンガ、VR動画による北海道鉄道旅、子ども向けクイズ等（8～9月にかけて随時公開予定））の利用について検討すること。

エ 実施時期、実施回数

JR北海道への国の支援の根拠法である「日本国有鉄道精算事業団の債務等の処理に関する法律」が令和3年3月末に期限を迎えることから、改正に向けた機運醸成を図るため、令和2年12月までの可能な限り早期に実施することとし、実施期間、実施回数などについては、イ及びウを踏まえた提案を行うこと。

オ その他

プロモーションの実施にあたっては、本協議会で本年度実施している「鉄道の魅力発信事業」で作成するプロモーション資材を活用するとともに、作成したコンテンツの紹介など、同事業と整合性を図りながらPRを行うこと。

(2) WEB動画を活用したプロモーション

上記(1)のAの内容を解説する動画を作成し、インターネット動画共有サービスを活用してPRを実施すること。

ア PRの内容

上記(1)のAの内容のうち、特に北海道における鉄道網の役割や重要性、そして我が国の発展に寄与する可能性について、有識者と聴講生役の掛け合いや沿線当事者（市町村長、観光事業者、農業関係者等）へのインタビューなどといった方法で国民に分かりやすく解説するとともに、コミカルで話題性のある番組とすること。

イ 活用媒体

Youtubeなど周知効果の高いインターネット動画共有サービスを活用すること。

なお、活用するインターネット動画共有サービスを選択するにあたっては、事業終了後も引き続き掲載が続けられるよう、次年度以降の経費負担も考慮して提案すること。

ウ 実施時期、実施回数

事業実施期間内に合計で6話以上の配信を行うこととし、そのうち3話程度を令和2年12月までに配信すること。

エ 作成する動画

作成する動画は長くとも1話3分程度とし、最低でも「配信話数×動画の長さ＝12分」以上となるよう作成すること。

また、配信用の動画とは別に、次年度以降のプロモーションで使用できるよう、作成した配信用動画を活用するなどして、道内の公共交通の利用を促進するための30～60秒程度のPR映像を合わせて作成すること。

なお、動画については汎用性の高いアスペクト比で作成するとともに、作成した全ての動画は電子媒体により提出するものとする。

オ その他

WEB動画を活用したプロモーションにあたっては、本協議会で本年度実施している「鉄道の魅力発信事業」の内容と整合性を図りながら動画の作成とPRを行うこと。

(3) パブリシティ

上記(1)及び(2)の実施内容をマスコミ等に売り込んで全国のメディアに取り上げられるよう積極的な働きかけを行うこと。

(4) 実施報告書の作成

上記(1)～(3)について実施成果（実施内容のほか定量的な実施効果など）を取りまとめた報告書を作成すること。

なお、報告書は、紙媒体（A4版）5部及び電子媒体一式を提出するものとする。

（５）その他

本事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス等の感染症や大規模自然災害の発生など突発的な事態や日々変化する状況に柔軟に対処できるよう、委託者と連絡を密にしながら臨機応変に対応すること。

４ 委託期間

契約締結の日から令和3年3月12日（金）とする。

５ 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人（参加表明書提出時点で法務局等に登記申請中の法人を含む）又は法人以外の団体であること。
- (2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

６ 公募型プロポーザルに関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道鉄道活性化協議会事務局（担当：山下、山本）
（北海道総合政策部交通政策局交通企画課）
- (2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎3階）
- (3) 電話番号 011-231-4111（内線23-779）
011-204-5333（ダイヤルイン）
FAX 011-232-4643

7 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出すること。

ア 提出期限

令和2年8月27日(木) 17:00(必着)

イ 提出方法

持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

ウ 提出場所

3に同じ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

8 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和2年9月10日(木) 17:00(必着)

(2) 提出方法

持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

(3) 提出場所

3に同じ

9 無効となる提案

公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

10 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下、「特定者」という。)を選定する。

11 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

12 予算上限額

20,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

13 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) プロポーザル審査会

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

ただし、企画提案書の提出件数が多数ある場合には、事前に書類選考を行い、概ね10件程度のヒアリング審査参加者を選定する。

なお、ヒアリングの日時、場所は別途通知する。

(4) その他の留意事項

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 審査結果及び特定者名は公表する。

エ 詳細は、企画提案説明書等による。